

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年3月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年3月24日（月） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について
議案第7号	農地法第18条の規定による許可申請について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について
議案第9号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の設定）について
議案第10号	所有者不明農地の公示について
議案第11号	栃木市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について
議案第12号	栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

報告第5号 農地改良事前協議の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年3月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、20番佐山耕基委員、21番生澤良一委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が6件、使用貸借権の設定が2件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する

申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、小野口町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、惣社町・大塚町中心に米・麦・野菜等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西山田を中心にブドウを作付しています。申請地でも、ブドウを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、空き家に付属する農地の取得のため、農地を売買により取得する申請です。

申請地では、キャベツを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番、7番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を使用貸借権10年にて設定する申請です。譲渡人が別々の為、別番号となっております。

譲受人は、岩舟町和泉を中心に米を作付しています。

申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、売買により農地を取得する申請です。

譲受人は、岩舟町古江を中心に米・ブドウを作付しています。申請

	地では、ブドウを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上8件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (泉田委員)	今回の北部調査委員長の14番泉田です。 今回は私と6番小林委員、17番荒川委員の3名と事務局2名で、19日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回の南部調査委員長の13番大谷です。 今回は、私と9番渡邊委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、18日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が5件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査 議案書の4ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、申請地隣接の農家住宅に居住しております。今般自宅敷地内の納屋建替えを計画したところ、進入路が農地であることが分かり、今回その是正手続きの申請に至りました。なお、許可を得ず住宅敷地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地拡張の不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、申請地隣接の農家住宅に居住しております。今般自宅の建替えを計画したところ、自宅敷地内に農地があることが分かり、今回その是正手続きの申請に至りました。なお、許可を得ず住宅敷地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地拡張の不許可の例外規定に該当します。

新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

		3番については、農業用倉庫の転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、岩舟町三谷において米の作付を行う農業者です。自宅敷地内では手狭であり、農業機械、農機具等を保管するのに苦慮しております。そのため、農業機械（トラクター、ハロー、整地機等）を保管するための農業用倉庫の建築を計画しました。 申出地は自宅と道路を挟んだ向かい側にあり、農作業の効率化を図れ、防犯面でも良いことから適地として事業計画地としました。 農地の区分は、農振農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。 取水は上水道、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明）
議	長	以上 3 件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 （泉田委員）		今回北部は、農家住宅敷地拡張の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。南部委員長をお願いします。
南部調査委員長 （大谷委員）		今回南部は、農家住宅敷地拡張が1件、農業用倉庫が1件、合計2件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。

	番号1番について、15番川嶋委員お願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号3番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 3番の案件ですが、農業用倉庫への転用で事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の6ページをご覧ください。 今回は9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページで

す。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。国内エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策の一つとして社会貢献するため、関東圏内を中心に事業展開しております。申請地は日当たりが良く、発電効率及び収支的にも事業継続が可能であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。すでに市内において自社が保有する発電所があり、今後も栃木市内で複数の太陽光発電事業を計画中です。

農地の区分は、皆川地区公民館から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、皆川地区公民館から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内自己所有の住宅で居住しておりますが、市施行の栃木インター西産業団地造成事業に伴い、住宅の移転となりました。申請地は同吹上町地内であれば生活環境も変わらないため、建築地として選定しました。

農地の区分は、吹上地区公民館から300m以内の第3種農地であるため、原則許可です。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽にて処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

4番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、現在両親と3人で生活しておりますが、夫と同居するため自己用住宅の建築を計画しました。夫婦と両親の将来のこと

を鑑みて、実家の近接地域にある申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽にて処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市内の借家に妻と子供2人の4人で居住しております。現在の借家では手狭であることから住宅の建築を計画しました。

現住居から近隣にあり、また子供が通学する地区が同じであることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所及び高橋眼科から500m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、従業員駐車場への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、建築・土木業を営む法人です。事業の展開と共に資材や工事車両の台数が増え、既存の駐車場兼資材置場では十分な作業スペースが取れていません。また、工事車両と従業員の通勤動線が重なり、事故の危険性があることから、工事車両と従業員駐車場を分けたいと考え、新たに従業員駐車場を整備することを計画しました。

会社から約300mの距離にあり、十分な駐車スペースを確保できることから申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。世界的なエネルギー資源の供給不安、地球温暖化、環境汚染など多くの社会不安につな

がる情勢に対し、社会貢献するため、2012年より太陽光発電事業に参入し、関東近県を中心に事業展開しております。今後の事業の安定化を図るため、新たな太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は管理車両の通行が可能な道路に接し、日当たりも良好であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、不動産の売買等・住宅に関する保守管理等・太陽光発電事業を営む法人です。世界的なエネルギー資源の供給不安、地球温暖化、環境汚染など多くの社会不安につながる情勢に対し、社会貢献するため、太陽光発電事業に参入し、関東近県を中心に事業展開しております。今後の事業の安定化を図るため、新たな太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は管理車両の通行が可能な道路に接し、日当たりも良好であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、太陽光発電設備への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。世界的なエネルギー資源の供給不安、地球温暖化、環境汚染など多くの社会不安につながる情勢に対し、社会貢献するため、2012年より太陽光発電事業に参入し、関東近県を中心に事業展開しております。今後の事業の安定化を図るため、新たな太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は日当たりが良好であり、発電効率及び収支的にあうことから事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

	い。 (写真説明)
	以上9件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (泉田委員)	今回北部は、一般住宅が1件、太陽光発電設備が2件、合計3件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回南部は、一般住宅が2件、駐車場が1件、太陽光発電設備が3件、合計6件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、4番正田委員をお願いします。
正田委員	4番正田です。 1番、2番の案件ですが、皆川中の南側で、以前にも太陽光発電が設置されている所です。特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いします。
議 長	番号3番について、7番柴委員をお願いします。
柴委員	7番柴です。

	3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。産業団地造成にともない、住宅を移転することになりました。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号4番について、2番高際職務代理者をお願いします。
高際職代	2番高際です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号5番、6番について、3番五十畑職務代理者をお願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 5番の案件は一般住宅への転用、6番の案件は従業員の駐車場への転用で、現地を確認してまいりましたが、何の問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号7番、8番について、20番佐山委員をお願いします。
佐山委員	20番佐山です。 7番、8番の案件ですが、申請地の左側はすでに太陽光発電が設置されております。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号9番について、12番山崎委員をお願いします。
山崎委員	12番山崎です。 9番の案件ですが、太陽光発電設備への転用ということで、事務局および調査委員長の説明のとおり、周辺農地への影響はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします
佐藤主査	議案書の9ページをご覧ください。 今回は、3件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、地図は1 1 ページです。 申請地は1 筆で、航空写真等により、平成6年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2 番については、地図は1 2 ページです。 申請地は1 筆で、航空写真等により、昭和4 5 年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 3 番については、地図は1 3 ページです。 申請地は1 筆で、航空写真等により、昭和4 6 年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上 3 件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (泉田委員)	今回北部は、1 件の申請がありました。 1 件は2 0 年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま

	す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回南部は、2件の申請がありました。 20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としておりま す。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、5番長委員お願いします。
長委員	5番長です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の 問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	番号3番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査 議案書の11ページをご覧ください。

今回は、8件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、工場等敷地拡張のための申出です。地図は14ページです。

事業計画者は、海塩・岩塩の製造及び販売する法人であり、申出地の隣で工場、倉庫を運営しております。この度、将来的な食糧難に備えた食料確保のため、新たに工場及び倉庫を増築する計画があり、全国11店舗ある支店のうち比較的災害の少なく、立地的に中心である栃木支店が規模拡大するうえで適地と判断しました

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、既存工場の収用移転のための申出です。地図は15ページです。

事業計画者は、本市平柳町に本社を置き、医療機器の製造販売を行う法人です。このたび、小山市卒島工場が県道小山栃木都賀線の道路用地として収用となるため、工場移転が急務でありました。既存敷地付近の土地を検討した結果、同規模相当の面積が確保できる本地を適地と判断しました。

除外後の農地区分は、宅地内に近接する区域内の農地が、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅建築のための申出です。地図は16ページ

ジです。

事業計画者は、市内の貸家に妻と子供と居住しておりますが、両親が高齢になり、実家近くに住み、両親を支えたいと考え、住宅の建築を計画しました。両親に相談したところ実家隣接地の土地を提供してもよいとの返事を貰えたこともあり、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、一般住宅のための申出です。地図は 17 ページです。

事業計画者は、令和 5 年 10 月に申出地西側宅地を購入し、以後居住しております。このたび居住地だけでは手狭であり、納屋及び駐車場を整備するため、隣接地を適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、工場等敷地拡張のための申出です。地図は 18 ページです。

事業計画者は、酒類の製造及び販売を行う法人です。現在、惣社東産業団地内に工場 1 棟、倉庫 2 棟を構えておりますが、業績好調のため、さらなる事業拡大をはかるため、リキュール工場及び貯蔵タンクを建設する計画に至りました。事業の効率化の観点から、工場に隣接する土地を探していたところ、今回の申出地が適地と判断しました。

除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、土地の代替性が無いため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、一般住宅のための申出です。地図は 19 ページです。

事業計画者は、市外の貸家に妻と 2 人で居住しておりますが、妻の出産に伴い家族も増えることから、実家近くに住み、子育てを手伝ってもらいつつ、両親の老後の面倒もみたいと考え、住宅の建築を計画しました。実家の隣接地でもあることから、今回の申出地が適地と判

断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7 番については、資材置場のための申出です。地図は 20 ページです。

事業計画者は、建築工事全般を営む個人事業主です。事業所は近接地にあり、長年に渡り資材置場として利用しておりました。この度、所有者から土地の取得依頼があり地目整理したところ、農地であったことから是正による申出となります。なお是正に当たり、敷地内にある建築物は転用許可時に適法に手続きする予定です。

除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8 番については、一般住宅のための申出です。地図は 21 ページです。

事業計画者は、市外のアパートに妻と 2 人で居住しております。将来的に子育てをするのにアパートではなく一軒家が最適と考え、住宅の建築を計画しました。実家の隣接地であり、両親とお互いに助け合いができると考え、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行区域内の第 1 種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(五十畑職代)

3 番の五十畑です。

今回は、私と若色会長、高際職代の 2 名と事務局 2 名で、14 日金曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

それでは、調査の結果を報告いたします。

		今回は、工場等の敷地拡張が2件、工場が1件、資材置場が1件、一般住宅が4件、合計8件の申出がありました。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第5号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議	長	次に議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込み地)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査		議案書の14ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は22ページです。 現在、敷地内に先代から利用してきた建設会社倉庫がありますが、令和5年1月に会社を移転し、その後申出者の農家住宅敷地として利用しております。このたび、土地を地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は23ページです。 このたび、敷地内に息子夫婦の建替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)

	以上で説明を終わります。いずれも、農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)	今回は、2件の申出がありました。 いずれも20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第6号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規、再設定併せて164件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。 ここで、議案の中に、新規就農者による利用権設定の案件が1件ございますので、地元委員から報告をいただきます。 22ページの番号55番について、9番渡邊委員をお願いします。
渡邊委員	9番渡邊です。 55番の借り人ですが、来月より都賀町家中で、ナス、キャベツ、ブロッコリーを作付け始めます。 今月10日面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることになります。皆様のサポートをよろしくお願いします。

議	長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。事務局の説明は省略します。 県農業振興公社に関する2件6筆、約94aであります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第9号「所有者不明農地の公示について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長		議案書の37、38ページ、及び別紙の地図をご用意ください。 本事業について簡単に説明します。 昨年度までに耕作希望者から相談を受けており、農業委員会が、所有者の探索を実施し、相続人が誰もいない、または相続を放棄していることを確認しました。また、公示期間は2か月間となり、本議案が決定後、4月と5月の2か月間の公示を行い、権利を主張する関係者が誰もいないことを確認できたとき、耕作予定者が賃借料を

設定し農地中間管理機構が県知事に裁定申請します。

県知事の許可後、利用権設定が総会で審議され、議案が通れば 10 月から耕作を開始する予定となっております。

次に、具体的な内容について説明します。今回は 2 件ございます。

番号 1 番について、地図は別紙の 1 ページをご覧ください。

場所は岩舟町古江で国道旧 50 号線の北の佐野に近い所の 12 筆となります。

耕作希望者は、地図の 24-1 と 55 の筆は 1 名ずつ、それ以外の 10 筆は全て同じで、計 3 名です。

探索結果については、所有者は令和 4 年 1 月 22 に死亡しており、配偶者及び子 3 名はいずれも相続を放棄していることを確認しております。そのため、両親と兄弟が相続人となります。両親は既に亡くなっており、所有者の異母姉妹も相続を放棄しております。実姉からは相続放棄の申述は今のところありませんが、公示期間中に権利を主張しなければ、所有者不明農地として手続きを進めることとなります。

番号 2 番については、耕作希望者から相談を受け、公示するものです。

地図は裏面の 2 ページ目をご覧ください。場所は都賀町家中の都賀インターから東に約 1 km のところです。所有者は昨年 1 月 6 日に死亡しており、相続人となる配偶者及び子はいませんでした。両親も他界し兄弟もおりません。

耕作予定者は地図の斜線 2 箇所のうち西側の 3407 番地から 3428 番地 1 までのまとまった 11 筆が 1 名、東側思川に近い 9 筆が 1 名の計 2 名となっております。また、思川に近い場所は令和 5 年 12 月、本人が存命中に一時転用の 5 条申請があり、令和 6 年 2 月から今年 7 月末まで砂利採取を行います。

手続き自体は公示終了後、一時転用の砂利採取の 7 月末を待たずに進めていい旨を県に確認しております。砂利採取が予定通り終了した場合は 10 月からの契約となる予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

荒川委員

17 番荒川です。

耕作予定者は、賃貸借設定するのですか、それとも購入するのですか。

高久次長

耕作者と農地中間管理機構で賃借権が設定される予定です。

議 長	他にございますか。 (発言なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり公示することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第10号「栃木市農業委員会委員候補者選定委員の推薦について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長	議案書は39、40ページになります。 本委員の選考を行うため栃木市農業委員会委員候補者選考委員会が規定されております。規定には選考委員の定数は5名で、市の産業振興部長が委員長となります。また、市の職員の委員として選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長が、他の2名につきましては、農業委員会から推薦された農業委員となっております。 このようなことから総会で2名の選考委員を推薦いただくことになります。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	只今事務局から説明がありましたが、選考委員についてはいかがいたしましょうか。
大塚委員	19番大塚です。 前回、退任する予定の委員の中から推薦しました。運営委員会でも前回同様でいいのではないかと意見がでました。
議 長	事務局から説明をお願いします。
高久次長	ご参考までに3年前の選考委員を推薦いただくにあたっては、退任予定である委員の中で最適者を協議した結果、当時の職務代理者と運営委員会の副委員長を推薦されております。過去の経緯を踏まえ、運営委員で協議した結果、2番高際職務代理者、8番平本委員の2名の名前があがりました。

議 長	2 番高際職務代理者、8 番平本委員の 2 名でいかがでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、選考委員は、2 番高際職務代理者、8 番平本委員にお願いいたします。
議 長	次に、議案第 11 号「栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長	議案書の 41 ページ、42 ページになります。 農業委員会は、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。 つきましては、全国の農業委員会において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年、法令遵守の申し合わせ決議を行っていただくよう、栃木県農業会議を通じ、全国農業会議所から依頼をされております。 以上のことを踏まえ、栃木市においても議案に記載された事項について申し合わせの決議をすることについてご審議いただくものであります。 それでは、決議事項の前文を朗読させていただきます。 (議案書の朗読) 説明は以上となります。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは、議案書に決議事項 1・2 が記載されておりますので、目を通していただきたいと思います。
議 長	これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 11 号について、原案の通り決議することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり決議決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年3月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時4分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 (若 色)

署名委員 (佐 山)

署名委員 (生 澤)